

★不法投棄、野焼き、使用済みプラスチックの野積みはいずれも犯罪です。法律により、多額の罰金を科せられた事例が市内でも発生しています。適正な処理をお願いします。

農業用塩化ビニール・ポリエチレンの回収

使用済みの農業用塩化ビニール・ポリエチレンを次の日程で回収します。

農業用塩化ビニール回収日
8月19日(火)
10月14日(火)
平成21年1月6日(火)

農業用ポリエチレン回収日
平成21年1月13日(火)

- ・回収時間：午前8時～11時30分
- ・回収場所：JA 竜ヶ崎市牛久宮農経済センター(小坂町)
- ・負担金：2,000円

搬入車両の側面に、下記の内容を見やすく表示してください。この表示は「産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び書面備え付けの義務付け」に関する法律の一部改正(平成17年4月1日施行)により定められたものです。表示がないと違法行為になり処罰される可能性がありますので、厳守してください。

例) 産業廃棄物運搬車(1文字4.9cm角以上)
 ○○○○(農業者の氏名または企業などの名称(1文字3.2cm角以上))
 農業用塩化ビニール○○○kg(搬入物の種類および量)
 ○月○日(積載日)、○○宅倉庫(積載事業場の名称)、○○町○○Tel○○○-○○○○(所在地および連絡先)
 JA 竜ヶ崎市牛久宮農経済センター・小坂町Tel875-0801(運搬先の名称、所在地および連絡先)

農業用使用済み塩化ビニール(農ビ)回収方法

▼回収する農業用廃プラスチック

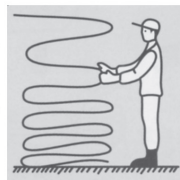
使用済み農ビのみ

(黒色、シルバー、糸入り、塩ビ製畦波は回収しません)

●荷造り

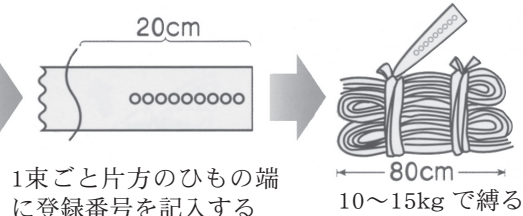


竹片、パッカーなどを取り除く



つづら折りにする

▼農ビには、統一マーク(農ビ)をブルー系でプリントしてあります。



1束ごと片方のひもの端に登録番号を記入する

10~15kgで縛る

●分別と仕分け

- (1) 仕分けした使用済み農ビはよく乾燥してから、泥をはたき落とし、竹片、木片、作物のくず、パッカー、金属、ゴムひもなどの異物を完全に^{かんすい}取り除く。
- (2) 荷造りには、マイカー線、灌水チューブは使わない。農ビのひもで、2カ所縛る。
- (3) 荷造り後は、雨水、土などがかからないようにして保管する。

適正



不適正



※ふろしき包み、のり巻き包みは厳禁。

注)登録番号の記入のないもの、適正な荷姿でないもの、異物が混入しているものは回収しません。

農業用使用済みポリエチレン(農ポリ)回収方法

●回収処理のできる使用済み農ポリの種類

被覆用ポリフィルム、マルチフィルム、肥料袋、灌水・散水チューブ、園芸用ポット、カゴトレイ、水稻育苗箱、園芸用育苗トレイ

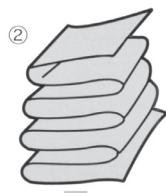
●荷造り

ハウス・トンネル被覆フィルム
つづら折りにする

マルチ用フィルム

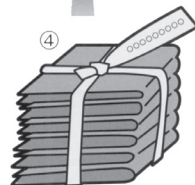
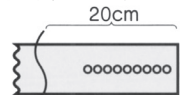


8の字巻きにする



③ 重さ10kg程度とし、農ポリひもで縛る

1束ごと片方のひもの端に登録番号を記入する



肥料空袋
折り畳んで、重ねて農ポリひもで縛る

端切れ

透明ポリ袋に入れ、農ポリひもで縛る

◎回収の対象とならない畦シート、農業容器、ブルーシートなどは、産業廃棄物処分業者に委託してください。

問い合わせ 市農業政策課 ☎873-2111内線1522、JA 竜ヶ崎市牛久宮農経済センター ☎875-0801